

12月4日～10日は人権週間です

人権尊重思想の普及高揚の啓発活動を行います。
〈人権パネル展（著名人の人権メッセージを展示）〉
【掲示期間】 12月4日(金)～10日(木)
【場所】 市役所第一棟1階情報スペース
 ※日曜日を除く
〈人権身の上相談〉
【相談日時】 毎月第一水曜日午後1時30分～4時30分
 ※1か月前から予約受付
【相談員】 〈人権擁護委員〉石川好男氏、中西弘氏、島田しのぶ氏
【問合せ】 秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

〈第67回人権週間行事 in 稲城〉
【日時】 12月13日(日)午後1時30分～5時(開場午後1時)
【場所】 稲城市立iプラザホール(京王相模原線「若葉台駅」北口から徒歩2分)
【定員】 当日先着410人
【講師・テーマ】 辻井いつ子氏(ピアニスト辻井伸行氏の母)・「子どもの才能の見つけ方、伸ばし方」※手話通訳、要約筆記あり。
【映画】 「そして父になる」※託児室の利用は12月4日(金)午後5時までに要予約。
【問合せ】 東京都総務局人権部人権施策推進課 ☎ 03・5388・2588、FAX 03・5388・1266



年金だより



▼国民年金保険料「5年の後納制度」が開始されています

9月30日に、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付できる「10年の後納制度」が終了しました。10月1日からは新たに、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付できる「5年の後納制度」が3年限りの特例として開始されました。後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付期間が不足して年金を受給できなかった方が年金の受給資格を得られる場合があります。※老齢基礎年金をすでに受給している方などは、後納制度の利用ができません。

【問合せ】 国民年金保険料専用ダイヤル ☎ 0570・011・050、青梅年金事務所 ☎ 0428・30・3410

▼ご存じですか? 障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金加入中にけがや病気をされて障害が残ったときに、障害の程度や保険料の納付などの要件を満たしていれば、支給される制度です。また、20歳前のけがや病気などで障害の状態になった場合も、一定の要件を満たしていれば支給されます。目、耳、手足、知的、精神などの障害のほか、がんや糖尿病、心疾患などの病気で仕事や生活が著しく制限を受ける状態になった場合も対象となります。また、10月より、障害基礎年金を請求する際の初診日確認の方法が広がりました。過去に初診日不明のため請求できなかった方も、再申請すると新しい取扱いに基づいて審査されます。詳しくは保険年金係までお問い合わせください。なお、市役所窓口での年金相談は、平日の午前9時～正午・午後1時～4時に行っています。

【問合せ】 保険年金課保険年金係 ☎ 551・1670、青梅年金事務所 ☎ 0428・30・3410

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】 ☎ 539・2061または ☎ 539・2062

第4回福生市議会定例会のお知らせ(予定)

【定例会日程】 12月1日(火)～4日(金)・18日(金)
〈本会議〉 12月1日(火)～4日(金)・18日(金)
〈常任委員会〉 12月8日(火)～10日(木)

【開会時間】 午前10時～
 常任委員会開会後、現地視察がある場合もあります。委員会の進行状況等は、お問い合わせください。

本会議のライブ映像及び録画映像をインターネットで配信しています。市ホームページの市議会「インターネット中継」からご覧ください。

また、多摩ケーブルネットワークにより本会議を111チャンネルで放映する予定です。

【問合せ】 議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

「ふっさわたしの便利帳」を掲載したタウンページを配布します

暮らしに役立つ情報を掲載した「ふっさわたしの便利帳」を1月中旬に市内の各世帯・事業所へ順次配布する予定です。

なお、1月末になっても届かない場合、タウンページセンターへご連絡ください。

【問合せ】 へ配布について
 タウンページセンター ☎ 0120・506309
 (土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)、へ内容につ

第12回子どもからの人権メッセージ発表会

福生市を含む17市町村の子どもたちが、人権についてのさまざまな体験を発表します。

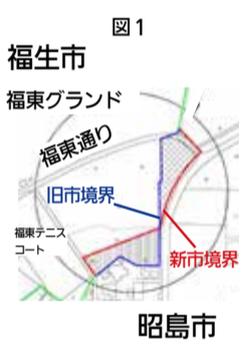
【日時】 12月12日(土)午後1時～4時(開場午後0時30分)
【場所】 羽村市生涯学習センターゆとろぎ大ホール(羽村市緑ヶ丘1-11-5)

【定員】 当日先着800人
【問合せ】 羽村市企画総務部総務課総務係 ☎ 042・555・1111(内線332)

福生市と昭島市の境界を一部変更します

これは防災食育センター(災害時対応施設)の建設に伴うもので、12月1日(火)から変更されます。変更する区域は、福生市大字熊川字武蔵野の一部と昭島市美堀町三丁目の一部です(図1参照)。今回の変更は等積交換で、福生市の面積に変更はありません。

【問合せ】 総務課総務係 ☎ 551・1576



TOKYO交通安全キャンペーン
 この運動は、市民に交通

安全意識の普及・浸透と、年末の交通事故及び渋滞の防止を目的としています。
【標語】 「やさしさが走るこの街この道路」

【実施期間】 12月1日(火)～7日(月)

〈重点項目〉 ①子どもと高齢者の交通事故防止 ②自転車の安全利用の推進 ③二輪車の交通事故防止 ④飲酒運転の根絶 ⑤違法駐車対策の推進

12月は一年の中で交通事故件数及び交通事故死者数が最多となります。高齢者の交通事故死者・重傷者数の割合が高くなっています。

高齢者の皆さんは交通ルールを守り、安全確認を必ず行い、反射材を活用して事故を防ぎましょう。ドライバーは急がず、安全運

転を心がけましょう。
【問合せ】 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

自由広場活用説明会が開催されました

市有地である福生2-1-31番地1市有地(自由広場)貸付事業説明会が、11月10日及び11月19日に保健センターで開催されました。

〈説明内容〉 ①貸付に至るまでの経緯 ②11月24日(火)より大和ハウス工業株式会社が多摩支店に敷地の貸付けを行い、居住用住宅の建設事業を実施すること

③建築される建物は、居住用住宅90戸(7棟2～3階建て、1LDK～3LDK)、コンビニエンススト

市民契約保養施設のご案内

市民の皆さんが、市が指定した宿泊施設を利用する場合、宿泊費の一部を市が助成します。

【利用方法】 ①下表の予約申込み先(旅行業者など)へ宿泊の予約をしてください。利用料金などは、指定旅行業者にお問い合わせください。②総合窓口課(市役所1階)で利用申請書に記入のうえ提出して利用券を受け取ってください。

【助成金】 下表を参照。※「小人」は4歳以上から小学6年生までです。
【助成対象者】 申請する日の6か月前から引き続き市内に住所を有し、福生市に住居登録されている方。※18歳未満の方だけで利用する場合は、保護者の同意が必要です。

【利用券の交付枚数】 利用券の交付は1泊につき1枚で、市民一人当たり同一年度(4月から翌年3月末まで)1枚です。なお、宿泊する施設により利用方法が異なりますので、詳しくは総合窓口課や市内公共施設の「施設案内」パンフレット、または市のホームページをご覧ください。※申請の際、本人確認書類(運転免許証、保険証等)をお持ちください。
【問合せ】 総合窓口課 ☎ 551・1595

宿泊施設	助成金	予約申込み先
・旅館 ・ホテル	大人3,000円 小人2,000円	市内の指定旅行業者へ。 ・(有)ダイナ旅行 ☎ 553・3310 ・立川トラベルセンター ☎ 553・2202 ・(株)PTS ☎ 539・1911
・民宿	大人2,000円 小人2,000円	東京都市町村職員共済組合保養所(シーサイドいずたが) ☎ 0120・73・1241(フリーダイヤル)へ。
・保養所	大人3,000円 小人2,000円	各宿泊施設へ。 【問合せ】日本郵政(株) ☎ 0120・715・294(フリーダイヤル)
・かんぼの宿	大人3,000円 小人2,000円	各宿泊施設へ。
・河津温泉旅館組合指定施設 ・津南町観光協会指定施設	大人3,000円 小人2,000円	各宿泊施設へ。

○市内の地区別 空き巣・ひったくり発生状況 (平成27年1月から10月末まで)

地区	面積(km ²)	空き巣狙い	前月末比	ひったくり	前月末比
本町	0.16	1			
志茂	0.28				
牛浜	0.23				
武蔵野台	0.49	2			
福生	1.80	6			
熊川	2.57	7			
北田園	0.32	1			
南田園	0.41	1			
加美平	0.61	4		1	
東町	0.05				
合計	6.92	22	0	1	0

【安全安心まちづくり市民ひろば】次回の開催は 犯罪のない、安全で安心なまちづくりを推進するため、話し合いをしています。市内在住・在勤の方ならどなたでも参加できます。**【日時】** 12月17日(木)午後7時～9時 **【場所】** わかたけ会館集会室 **【問合せ】** 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691